

令和5年度施行

業務設計書(公示用)

業務名：豊平区公園及び街路樹等総合維持管理業務(月寒地区)

R4年 11月 単価適用

豊平区土木部維持管理課

業務名：豊平区公園及び街路樹等総合維持管理業務（月寒地区）

業務委託費 円

業務価格 円

消費税等相当額 円

業務の説明

1. 業務の場所

- ・ 豊平区内（月寒地区）

公園65箇所、街路樹31路線

（位置図・数量調書参照）

2. 業務の概要

- ・ 公園維持管理 清掃・草刈一式、樹木管理一式、施設管理一式、鳥獣対応一式

- ・ 街路樹維持管理 清掃・草刈一式、樹木管理一式、歩道美化一式、鳥獣対応一式

3. 業務の期間

- ・ 令和5年3月15日より令和6年3月14日まで

4. 仕様書等

- ・ 札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務仕様書による。

- ・ 札幌市土木工事共通仕様書による。

- ・ 特記仕様書（月寒地区）による。

- ・ 内訳書の表記について

令和5年度

豊平区公園及び街路樹等総合維持管理業務特記仕様書(月寒地区)

I 総則

1. 適用範囲

本特記仕様書は、豊平区内公園街路樹等総合維持管理業務(月寒地区)に適用する。

2. 安全管理

- (1) 道路上での作業は、適切に保安施設や交通誘導員を配置し、事故等が起こらないように十分注意して行うこと。
- (2) 現場状況等により交通誘導員に増減が生じた場合は担当職員と協議すること。なお、交通誘導員配置の報告書等を担当職員に提出すること。
- (3) チェーンソーによる伐木作業等を行う場合、法令により、防護ズボン、チャップス等の下肢の切創防止用保護衣を着用すること。また、切創防止用保護衣の保有数を、業務計画書に記載すること。
- (4) 高さ 6.75mを超える場所で墜落の危険がある場合は、法令により、フルハーネス型墜落制止用器具を使用すること。

3. 指示事項について

担当職員から指示は緊急の場合を除きすべて代表会社への連絡とする、各構成会社への連絡調整等は代表会社が責任をもっておこなうこと。

4. JV 会議について

毎月 1 回土木センター会議室において区内各地区 JV が参加する連絡調整会議をおこなうこと。ただしこの状況によってはこの限りではない。

II 公園編

1. 一般

(1) みどりあふれる潤いのあるまちづくりのため

- ① 「札幌市みどりの基本計画」に基づき、公園緑地や道路の緑が地域の緑と一体となって、緑あふれる潤いのある街となるよう努めなければならない。
- ② 公園緑地・街路樹や公園内の諸施設において、それぞれがもつ機能や主旨を十分に發揮できるように努めなければならない。
- ③ 管理瑕疵が問われる事故の防止に努めなければならない。
- ④ 利用者及び周辺住民に不快感を与えないように、常に美観・景観の保全に努めなければならない。
- ⑤ 公園が周辺住民の迷惑施設とならないよう、その配慮や負担要因の軽減に努めなければならない。

- ⑥ 「福祉のまちづくり」要綱に基づき、日常の管理及び施設の維持補修や改修時には、だれにもやさしい施設づくりに努めなければならない。
 - ⑦ 公園・緑地の維持管理において、造成計画の意図を勘案しつつ、地域住民の時代の要望に即して随時変革を検討することに努めなければならない。
- (2) 公園の夏季利用期間
- 公園の夏季利用期間は、4月29日から11月3日までを基本とする。

2. 公園巡視点検

(1) 実施回数・実施期間

夏季巡視：町内会委託管理の公園について、4月～11月の期間月に1回以上の頻度で巡視すること。
(年8回)

冬季巡視：町内会委託管理公園および業者委託管理公園について、3月及び12月～翌年2月の期間、月に1回以上の頻度で巡視すること(年4回)。ただし、12月に行う巡視は、夜間巡視とする。

(2) 実施作業方法

- ① 遊具、外柵等施設破損の有無確認を行い、破損状況により応急措置等の事故防止措置をとるとともに、担当職員へ報告すること。
- ② 土系広場や芝生広場の凹凸状況確認および樹木(主に高木)の枝折れ、公園利用の支障となるような胴ぶき(ニセアカシア等)の確認を行い、状況による応急措置等の事故防止措置をとるとともに、担当職員へ報告すること。
- ③ 発見した放置自転車は、警告札を貼り、3日以上経過後も放置されていた場合は、撤収することとする。なお、撤収する場合は、事前に担当職員に報告すること。また、廃棄せず保管する場合は、告示書を放置場所付近に掲示すること。
- ④ 家電製品、タイヤ等不法投棄物については、担当職員の指示により回収することとする。
- ⑤ 12月に行う夜間巡視では、公園内の照明灯が点灯しているかどうかを確認し、不点があれば担当職員に報告すること。

(3) 施設点検シートへの記録(夏季1回、冬季1回)

各公園の巡視結果は施設点検シート(夏季：様式Ⅰ、冬季：様式Ⅱ)に記載し担当職員に提出すること。なお、夏季の施設点検については、5月末までに実施すること。

3. 夏季利用期間開始前の期首作業

(1) 目的

冬期管理から夏期管理への移行にあたり、夏期期間の利用に即した公園形態の確保並びに諸施設の機能の保全、美観景観の保全を図るため、それに必要な作業を実施する。

(2) 実施時期 夏季利用開始前までに完了すること。(4月28日まで)

(3) 実施作業

① 清掃B

ア) 越年の落ち葉の収集が含まれることから、熊手、レーキ等による拾い集め型により清掃を行うこと。

(年1回)

イ) 遊具等の公園施設についても、鉄棒のさび取りや滑り台の滑走面およびブランコの座板の布拭きなどをを行うこと。

ウ) 水飲み台は、利用者の不潔感解消のため、飲み口周辺部をブラシまたはタワシ等でこすり落とし、水洗いすること。

② 冬囲い撤去(樹木冬囲い撤去A～J、水飲み台冬囲い撤去B・C、シーソー、ブランコ、鉄棒)

ア) 樹木、水飲み台、シーソー、ブランコ、鉄棒の冬囲いを撤去し、本来あるべき姿に復元すること。

③ U字側溝清掃泥上げ

ア) 降雨時の排水に支障がないようにU字側溝等の泥上げを行うこと。

イ) 柵は、異物を撤去し、管底が確認できる状態を最低限確保することとする。

④ 公園巡視点検

II-2-(2)による。

4. 清掃(清掃A)

(1) 実施回数・実施期間

4月～11月の期間内、2週間に1回の頻度で実施する(年14回)。なお、ゴミの散乱等、美景観や環境衛生上問題が生じた場合は隨時実施することとする。

(2) 実施作業方法

① ゴミの清掃は拾い集め型を主体に行い、主に下記のものを除去すること。

ア) ガラスの破片等、けが等の事故を誘発するもの。

イ) 石等、草刈時の飛散事故等の原因となるもの。

ウ) 空き缶・紙屑等、美観景観を損なうもの。

エ) 公園外から持ち込まれた、公園事業で備えた施設や物品以外のもの。

オ) 犬糞等、衛生上問題のあるもの。

② 砂場清掃は、表面に見える異物や犬猫の糞等を除去し、利用に支障のないように処置すること。

(3) 実施にあたっての配慮事項

① 公園内は、美観景観、事故防止、衛生の確保に配慮して実施すること。

② 公園内周辺部は、道路利用者や隣接住民に不快感を与えないように、美観景観の確保に努め実施すること。

③ 公園外周辺部は、明らかに公園から飛散したと思われ、かつ住民の負担になる状況のごみ等(落葉は除く)は、処理することを基本とし、その作業にあたっては、民有地に立ち入ることを十分配慮して実

施することとする。

(4) 出来形管理

作業の出来形管理は、美観景観の保全が確保された状況とする。その程度は過度に求めるものではなく、世間一般常識的な視点や観点に基づくものとする。

5. 草刈(草刈A～Q)、除草(除草A～C)

(1) 実施回数

草刈りは、業者管理対象公園において年3回とする。除草は、数量調書に記載の公園において指定回数を行うこと。

(2) 実施時期

- ① 1回目の草刈りは、当年度の気象状況を考慮しながら、開花前までに完了すること。(5月下旬から6月上旬頃まで)
- ② 2回目の草刈りは、7月中旬から下旬(7月15日～7月31日)をめどに実施すること。なお、小学生の夏休みやお盆時期には町内会において各種行事が行われる事から、これらがスムーズに行われるよう実施すること。
- ③ 3回目の草刈りは、9月下旬から10月上旬をめどに行う事。
- ④ 除草の実施時期は、基本的に草刈実施時期と同時期とするが、除草の回数によって時期を変更することもあるため、時期については担当職員と協議のうえ実施すること。

(3) 実施作業方法

- ① 草刈は、ロータリーモアや刈り払い機を使用し、場所によっては手刈りを併用して、刈り残しのないように、全体的に草丈4センチ程度をめどに作業を行うこと。
- ② 外柵石や樹木などの施設周辺は手刈りで実施すること。
- ③ 草刈後は、集草搬出を行うこと。草刈後すぐに集草しない場合は、刈り草が飛散しないような措置を講ずること。

(4) 実施にあたっての配慮事項

- ① 芝生広場の様々な利用者に配慮すること。(特に幼児や児童)
- ② 砂塵防止対応のため、施工時の地盤状況及び気象状況と周辺環境を勘案して、実施時期を決定すること。
- ③ 飛散事故を起こさないように、小石等は極力撤去すること。また、草刈り時は防護シート等により草刈り機周辺を防護するなど、工夫して作業を行う事。なお、草刈作業時公園周辺に自動車が停車している場合は、自動車周辺の草刈りを一時取りやめるなど、小石飛散事故が起こらないように十分に配慮すること。
- ④ 事故防止や騒音防止のため機械類の点検整備を実施すること。
- ⑤ 作業時には周辺の公園利用者の誘導を行うこと。

- ⑥ 町内会への管理委託公園において、担当職員からの指示があった場合は、草刈・清掃作業により発生した刈草等を市の指定する処理場へ搬入すること。

(5) 出来形管理

作業の出来形管理は、美観景観の保全が確保された状況とする。その程度は過度に求めるものではなく、世間一般常識的な視点や観点に基づくものとする。

6. 樹木

(1) 剪定A～H(高木)

① 目的

樹木の整姿・剪定の目的は下記のとおりとし、その目的を十分に把握し作業を行う事。

- ア)徒長枝・逆枝・立枝等の枝処理など、樹木保護育成のため。
- イ)庭園樹としての景観形成のため。
- ウ)民家の窓辺からの景観保全のため。
- エ)日照権を侵害している樹木の樹冠調整。
- オ)民地境界線にある樹木で民地へ越境している樹木の樹冠調整および枝処理。
- カ)園内照明や園内施設及び利用者の支障となる樹木の樹冠調整および枝処理。
- キ)道路建築限界を侵している樹木の樹冠調整および枝処理。
- ク)道路標識等の道路付帯物の効果を損なう樹木の樹冠調整および枝処理。

② 実施本数

対象公園及び実施本数については、担当職員の指示による事。

③ 実施時期

対象樹木の特性を十分考慮し、落葉樹の冬季剪定については、落葉後から1月下旬を基本とする。ただし、切り口から樹液が落ちる場合は中止を検討することとする。

(2) 伐採A～I(高木)

① 実施本数

伐採対象木については、担当職員の指示によること。

② 実施時期

枯死木や腐朽等により倒木の怖れがある樹木については、周辺の状況(民地に接しているかどうか等)を考慮し、直ちに伐採すること。その他の樹木については具体的な実施時期は、担当職員の指示による事。

(3) 下枝取り(高木)

① 実施本数

別紙数量調書に記載されている公園において、公園利用上支障となる樹木や、公園外周にある樹木で道路標識等を覆っている樹木を対象に下枝取りを適宜行なうこと。実施した数量について、後日

担当職員へ報告すること。

② 実施時期

上記①に記載した状態が見受けられる場合、適宜行うこと。具体的な実施時期は、担当職員の指示による。

(4) 脳ぶき・ひこばえとり

- ① 脳吹き・ひこばえ取りは、樹木の健全な育成のために、適宜おこなうこととする。実施した数量について、後日担当職員へ報告すること。

(5) 生垣刈込A(低木)

① 実施数・実施回数

別添数量調書に記載している公園において、落葉低木は年2回、常緑低木は年1回生垣の刈り込みを行うこと。

② 実施時期

ア) 落葉低木1回目は6月中旬～7月上旬に行うこと(花木については開花後剪定を行うこと)。

イ) 落葉低木2回目及び常緑低木は9月中旬～10月上旬に行うこと。

③ 実施作業方法

生垣の仕上がりは、高さ・幅を一定にそろえ、美観を損なわないように実施すること。

(6) 寄植刈込 A(低木)

① 実施数・実施回数

別添数量調書に記載している公園において、年1回寄植の刈り込みを行うこと。

② 実施時期

ア) 落葉低木は6月中旬～7月上旬に行うこと(花木については開花後剪定を行うこと)。

イ) 常緑低木は9月中旬～10月上旬に行うこと。

(7) 病害虫の防除・駆除(薬剤カプセル打ち込みD)

① 実施回数

病害虫に関する苦情・要望および通常の巡視点検により発見された病害虫について、公園利用上支障となるもの等について、適宜打ち込みを行うこと。打ち込み本数については、その都度担当職員に文書により報告すること。

② 実施時期

担当職員の指示による。

(8) 支柱取付・支柱撤去

① 実施箇所・回数・時期

通常の巡視点検により発見された破損した支柱について、撤去・取り付けを行なうこと。

7. 砂場

(1) 砂場整正

① 実施回数・実施時期

実施回数は、砂場のある全公園において、年1回とする。実施時期は、5月中旬までにおこなうこととする。

② 実施作業方法

団結した砂を20cm程度搔き起こし、砂場表面の不陸整正をおこなうこと。

(2) 砂場砂補充

① 実施回数・実施時期

別紙数量調書に記載の公園において、年1回とする。実施時期は、5月中旬までに行うこと。

② 実施作業方法

砂場の天端から10cmさがりで行うこと。

8. 照明灯

(1) 不点調査

担当職員の指示により適宜行うこと。

(2) ランプ交換

担当職員の指示により適宜行うこと。

9. 夏季利用期間終了後の期首作業

(1) 実施時期

夏季利用期間終了後、当年度の天候や利用状況を勘案のうえ、概ね11月下旬までを目処に行うこと。

(2) 実施作業

① 清掃 C

ア) 当年度の落ち葉を掃き掃除により収集すること。

イ) 落ち葉時期および、葉が落ちきった時期に行うこと。(年2回)

② 冬囲い設置(樹木冬囲い設置A～J、水飲み台冬囲い設置B・C、シーソー、ブランコ、鉄棒)

ア) 樹木冬囲い設置は、夏季利用期間終了後で紅葉の後に行うこと。仕様は「札幌市公園及び街路樹総合維持管理業務仕様書樹木冬囲い図」による。

イ) 水飲み台は、縄とムシロを使用し、ムシロー重のコモ掛けにする。

ウ) 鉄棒は、札幌市が支給する使用禁止テープおよび貼り札により冬囲いすること。

10. カラス・ハチの巣撤去

「札幌市公園及び街路樹総合維持管理業務仕様書」による。

11. 遊水路

(1) 実施対象公園・遊水路開放期間

① 実施対象公園

ア) Bランク施設: 東月寒公園

イ) Bランク施設: 東2条公園

② 開放期間: 7月上旬～8月下旬(担当職員の指示による)、利用時間: 9時～17時

(2) 実施作業

① 巡視・点検

ア) 実施回数

東月寒公園・東2条公園において、毎日2回程度以上巡視・点検を行うこと。

イ) 実施作業(各公園共通)

・毎日行う清掃作業は、施設の安全・衛生の確保を目的に行う。利用開始時間前にガラス破片等危険物や犬糞等の汚物を除去すること。

・水量調整、水質確保、施設の点検を行うこと。

・水量調整作業は、利用時間終了後に循環ポンプを停止し、利用時間前に水道水を補給しながら循環ポンプを稼働させ、水量を調整すること。

② 遊水路清掃

ア) 実施回数

東月寒公園・東2条公園において、週1回程度以上清掃を行うこと。

イ) 実施作業

・週1回行う清掃は、ブラシがけにより行うこととし、清掃日の告知や、繁忙時間帯を避けた作業時間帯をするなど、利用者へ配慮すること。

12. 月寒公園ボート池取排水施設維持管理

(1) 一般

・日常的な維持管理にあたり、管理瑕疵を問われるような事故は未然に防止しなくてはならない。

・維持管理作業にあたり、月寒公園利用者及び周辺住民に不快感を与えぬよう、常に市民目線を持ち作業にあたること。

・作業方法及び工程等については月寒公園指定管理者との調整を図ること。・作業中に疑義が生じた場合は、速やかに監督員に報告し指示を仰ぐこと。

(2) 履行機関

・令和5年4月9日～令和5年11月30日まで

※ボート池の開放期間は、4月中旬～11月下旬までを想定している。詳細な日程については、発注者及

び月寒公園指定管理者と確認すること。

(3) 業務内容

① 維持管理一般(取水口・排水口共通)

- ・月に1回以上、巡回巡視を行うこと。その際、本体や付属施設等に異常が見られた場合は、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
- ・巡回巡視には簡易的な清掃も含むが、取水・排水機能に影響を及ぼすような多量のごみ等が確認された場合は、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
- ・春先に取水を開始するにあたり、取水口及び排水口のゲートバルブが閉じていることを確認すること。
また、排水を開始する際はゲートバルブを開け、水抜き終了後は閉じた状態にすること。

② 取水方法及び維持管理

- ・取水ポンプの設置及び撤去の時期については、監督員と協議の上決定すること。
- ・取水ポンプを取り付ける際に、取付箇所のごみ等の付着物をあらかじめ除去すること。
- ・規定の値を超えないよう、ポンプの揚水量については適宜確認すること。
- ・取水量は、北海道との協議で『0.032m³/s』と規定されている。制御盤にてポンプ稼働後、取水量を確認し、規定値内に収まるよう手動バタフライ弁にて調整すること。
- ・月に1回、ポンプ制御盤から取水量のデータを抜き出し、指定の様式に記載のうえ、監督員に提出すること。
- ・取水ポンプ制御盤の操作方法については、監督員の指示を仰ぐこと。
- ・角落しは、設置していない間は取水口付近に保管し、ブルーシート等で養生すること。
- ・冬期間、水中ポンプは取り外して余水吐枠内で保管し、春先に取付を行うこと。また、取り外した際にポンプ吸込口に付着しているゴミ等を除去すること。
- ・角落し及び水中ポンプの昇降作業については、取水口付属のクレーン(人力駆動)を利用すること。
操作方法については監督員の指示を仰ぐこと。
- ・取水枠スクリーンに付着したゴミ等については、月に1回程度を目安に人力にて除去すること。
- ・取水口内に堆積した土砂等について、年に1回、ボート池の水抜きを終えた後にバキューム車により除去すること。

③ 排水方法及び維持管理

- ・排水時に、排水口付属のゲートバルブを開放し、排水完了時に閉じること。
- ・排水時にボート池にある浮遊物等が溜まっている状態を確認した際には、適宜これを除去すること。

④ 注意報・警報発令時

- ・別添作業フロー図によることを基本とする。
- ・気象庁 HP『天気予報(石狩地方)』等を活用し、今後の気象情報の収集に努めること。
- ・警報発令及び警報発令が見込まれる場合、または『国土交通省 川の防災情報
(<http://www.river.go.jp/portal/#80>)』内の望月寒川水位が35.38 mになった場合、監督員に報告

のうえ角落しにより取水口を一時閉鎖すること。

・取水口閉鎖中は、ポンプ制御盤によりポンプの稼働を一時停止すること。

・河川水位が避難判断水位より低下し、今後の水位上昇も見込まれないと判断された場合は、監督員と協議のうえ取水を開始すること。

・その他異常が認められた場合は、監督員に速やかに報告し指示を仰ぐこと。

13. その他

(1) 水飲み台

① 水飲み台蛇口取り換え

巡視・点検等において発見した破損している水飲み台の蛇口について、適宜取り換えること。蛇口は支給品とする。

(2) 出来形管理

① 仕様書において数値が明記されている項目について、数値が確認できるよう写真に記録し担当職員に提出すること ※1項目につき1枚以上

② 剪定作業をおこなう場合、樹木ごとに幹周の分かる写真を記録すること

10～30本/2か所, 31～50本/3か所, 51本以上/4か所

III 街路樹編

1. 一般

(1) 植栽基準

- ① 歩道上の街路樹は、「道路構造令」、「道路緑化技術基準」、札幌市宅地開発要綱の規程によるく
街路樹植栽基準>(平成 23 年 8 月 1 日一部改正)及び「街路樹剪定技術指針」【平成 28 年 11
月みどりの推進部編】を基準に下記の点に留意して行うこととする。
- ア)植栽間隔は8mを標準とする。ただし、植栽計画及び実施においては、10m を基本に、最低 6m
で行うこととする。
- イ)信号機のある交差点手前の植栽位置は、交差点巻きこみ変形縁石の開始位置から、10m 以内
には植栽しないこととする。
- ウ)交差点通過後は、交差点を渡って曲線最終点より 8m以内には植栽しないこととする。
- エ)植栽場所は原則として幅員 3.5m以上の歩道を対象とする。
- オ)既設の幅員 3.5m未満の生活道路の歩道に植栽されている街路樹は、日常管理に十分に配慮
して可能な限り保護育成に努めることとする。
- カ)信号機及び道路規制標識等の視認距離の確保については、30m手前で確認できるよう維持管
理することを基本とする。

(2) 危険木処理

- ① 枯損木及び樹木の腐朽による倒木の恐れのある樹木は担当職員と協議の上速やかに伐採するこ
ととする。抜根については、担当職員の指示によることとする。

2. 街路樹巡視点検

(1) 実施回数・実施時期

4 月～翌年 3 月の期間、月に 1 回以上往復で各路線 12 回実施すること。実施路線は数量調書に
よることとする。

(2) 実施作業

「札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務仕様書」による。

3. 植樹枠・中央分離帯等管理

(1) 清掃

① 実施回数・実施時期

4 月～11 月の期間に 3 回実施すること。作業は、草刈の実施時期に合わせて行うこととする。

② 実施作業

「札幌市公園及び街路樹総合維持管理業務仕様書」による。

(2) 草刈、除草((草刈I、L)、除草(除草A～C))

① 実施回数

4月～11月の期間に草丈の状況に応じて2回を基本とし実施すること。

② 実施作業

「札幌市公園及び街路樹総合維持管理業務仕様書」による。

(3) 歩道美化事業(桜花壇用花苗配布)

① 本事業は「とよひら HANA-LAND 事業」と一体となって行うこと。

② 花苗の種類については、あらかじめ設定することとする。

③ 取りまとめは豊平区市民部地域振興課(以下「地域振興課」という。)で行うこととする。

④ 配布先については、町内会及びこれらに類する団体とする。

⑤ 花苗配布特記使用書及び「札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務仕様書」によることとする。

<花苗配布について>

1)花苗の配布にあたっては、地域振興課の指示に従うこと。詳細については、別途、地域振興課担当者から指示するものとする。

2)地元の花苗の植花時期の一週間前までには、地元担当者に連絡すること。

3)地元担当者と連絡した際には以下のことを確認すること。

①配達日

②配達場所

③花苗の種類

④花苗の色数

⑤花苗の株数

⑥業者連絡先(携帯電話等)

⑦ポット・トレイの回収日

⑧ポット・トレイの回収場所

⑨その他必要な事項

4)地元担当者と確認した際に、当初の申請内容と差異が生じた際には、速やかに札幌市に報告すること。

5)配布する花苗の状態は七分咲きの生育が良いものとする。

4. 樹木管理

(1) 街路樹支柱管理

① 支柱取付

ア)支柱の無い植樹枠への補植時又は支柱が著しく損傷した場合には、支柱を取り付けることとする。

イ)支柱は焼丸太支柱を基本とする。

② 支柱撤去

ア)支柱は根張り状態に応じ、隨時撤去することとする。ただし、ニセアカシア、シダレヤナギ、及びプラタナスについては、目通周 C=60cm を目途に撤去・取り外しを検討する。

イ)作業は 7 月末までに完了することとする。

ウ)ナナカマド及びネグンドカエデについては、傾斜樹木が見受けられることから、特に留意して見定めること。

③ 支柱補修

ア)美観を損なう破損支柱の補修作業は 5 月 31 日までに完了することとする。

イ)美観上支障のない支柱の補修は、7 月末までに完了することとする。

④ 支柱結束(支柱結束A)

ア)作業は 7 月末までに完了することとする。

イ)支柱強化樹種については、支柱との結束は毎年行うこととし、樹幹の杉皮巻き直しは、樹木の生長等必要に応じておこなうこととする。

⑤ 支柱強化事業

道々西野白石線は三脚又は四脚鳥居合支柱の設置を検討することとする。

(2) 夏季剪定

① 目的

夏季剪定は、夏季間に緑豊かな景観を確保するため、必要最小限にとどめることとする。また、ニセアカシア、シダレヤナギ、及びネグンドカエデの 3 種については、強風による幹折れ防止のため、下記実施作業のうち(キ)及び(ク)の作業を加えて行うこととする。

② 実施作業

ア)歩車道の道路建築限界の確保。

イ)信号機・標識類の 30m 手前からの視認の確保

ウ)民有地建築線の侵害枝の切り詰め

エ)建物や看板等民有施設への接触枝の切り詰め

オ)道路照明灯の効果の確保

カ)トランスへの接触枝の切り詰め

キ)倒木防止のための枝抜き(上記 3 樹種のみ)

ク)樹冠を整えるための、70%切り詰め(上記 3 樹種のみ)

(3) 冬季剪定

① 目的

夏季間において、その道路携帯にふさわしい統一された美しい景観を形成させるために、樹姿の調整及び樹冠の骨格調整のために行うものである。

② 実施時期

落葉後の12月～2月までの間に完了すること。ただし、プラタナスに関しては落葉前の10月半ばまでに完了すること。

③ 樹種別実施年次

冬季剪定の樹種別実施年次の目途は次のとおりとする。ただし、幼木については適切な時期に逐次骨格調整を行うこととする。ただし、下記(イ)、(ウ)に該当する樹木の剪定については、数量調書を参考に担当職員と協議の上実施することとする。

ア)毎年実施樹種:ニセアカシア、プラタナス、シダレヤナギ、ネグンドカエデ

イ)3年ごとに実施する樹種:イチョウ、エンジュ、シンジュ、コブシ及び3年枝以上の剪定が困難なサクラ、ナナカマド

ウ)5年ごとに実施する樹種:上記以外の樹種

④ 作業注意事項

ア)夏季の枝の伸長により、民有地への侵害、民間施設との接触、街路照明灯の障害及び道路建築限界への侵害の防止に留意して実施することとする。

イ)街路樹は、「道路緑化技術基準」による、自然相似形仕立てで行うこととする。

ウ)芯とめは、路線ごとに決定される樹高に到達するまでは、樹冠の乱れ防止のため、絶対に行ってはならない。ただし、ニセアカシア、イチョウ等芯の再生が可能な樹種によっては、担当職員と協議の上、芯とめ調整をすることができる。

エ)樹幹は道路建築限界内においてすべて単幹にすることとし、将来主幹が歪曲により植樹樹幅からでないように管理していくなければならない。

オ)切り詰め剪定は、原則として行ってはならない。

カ)歩道側の建築限界の2.5mを遵守し、樹姿の形成及び歩道除雪の問題から4.0mを基本に行うこととする。

キ)車道の建築限界は4.5mとする。

ク)民有地建築線から1.5mはなすこととする。

⑤ 幼木管理

ア)幼木(骨格枝の形成が未整備な樹木)は、成長に合わせ、ちから枝を徐々に上げていくこととする。

イ)幼木の時期は、骨格形成に重要な時期であるので、適切な時期に整姿剪定を行うこととする。

(4) 病害虫の防除・駆除(薬剤カプセル打ち込みB)

II-6-(7)に準ずる。

(5) 街路樹補植

① 実施時期

街路樹の補植は、担当職員と協議の上、伐採・抜根後隨時速やかに行うこととし、長期間の空き樹状態にはしないこととする。ただし、次の項目についてはこの限りではない。

ア)植栽不適期(夏季)における植樹

イ)植花されているもの

② 実施作業方法

ア)作業にあたっては、Ⅲ－1－(1)の事項に留意すること。

イ)補植する樹木の規格については、樹高 3m 以上及び幹周 15cm 以上の樹木を基本とする。

ウ)植栽樹木は、垂直樹幹の単幹で芯のあるものとする。

エ)支柱は焼丸太支柱を基本とし、Ⅲ－4－(1)の内容を考慮し設置することとする。

オ)低木の補植については、道路の景観を勘案し、担当職員と協議の上行うこととする。

(6) 脇ぶき・ひこばえとり

① 実施時期

脇ぶき・ひこばえとりは、植樹枠等清掃草刈り及び巡回作業に合わせて実施することとする。

② 実施作業

ニセアカシアは、こぶの形成防止のため、可能な限り道具を使用せず、手で行うこととする。

(7) カラス・ハチの巣撤去

「札幌市公園及び街路樹総合維持管理業務仕様書」による。

(8) その他

出来形管理

①仕様書において数値が明記されている項目について、数値が確認できるよう写真に記録し担当職員に提出すること ※1項目につき1枚以上

②剪定作業をおこなう場合、樹木ごとに幹周の分かる写真を記録すること

10～30本/2か所, 31～50本/3か所, 51本以上/4か所

IV 災害時の対応

1. 警報発令時の対応

- (1)災害の発生が予測された場合には、担当職員の指示に従い、豊平区災害防止協力会の協力を得て、処置に当たることとする。
- (2)警報が発令された場合には、豊平区災害防止協力会の造園業者チーフ会員会社が土木センターに詰め、配置された造園業者に指示することとし、配置された造園業者は、その指示の元に災害防止及び処理作業にあたることとする。
- (3)配置される造園業者は、受託業者及び豊平区災害防止協力会の会員業者により構成される。
- (4)受託業者は、豊平区土木部維持管理課担当職員の命令により、豊平区災害防止協力会の指揮のもとに行動することとする。
- (5)受託業者は、被害状況及び対応状況を把握して本市に報告することとする。

2. 事故木処理等緊急時の対応

- (1)公園及び街路樹において事故が発生した場合は、状況に応じて速やかに処置することとする。
- (2)応急処置については、昼間・夜間をつうじて、本市担当職員又は受託業者がおこなうこととする。
- (3)事故木処理等のように造園業者の施工可能な作業については、本市の指定する者の指示を得て、受託業者が処理することとする。

樣式 I

記載例		公園施設点検シート		
公園種別とナンバー				
公園名	近8 厚別中央公園	点検者名	□ ○ □ ○	
対象施設等	点検項目	点検日	点検を5月末までに 行ってください	摘要
園内全体	公園全景の景観印象	B		
	草刈等による芝生の状況	B		
	ガラスや鋭利な異物等の危険物がないか	D		
	自転車、粗大ゴミ等の放置物がないか	B		ガラス片処理済
	水溜りや不陸等がないか	B		特にC、Dランクの時に 補足してください
	公衆便所にホームレスがいる模様、荷物等の痕跡あり	C		4/25には居なかった
園路広場	舗装	欠損、小穴、クラックなど転倒の危険性	B	
		段差、根上りなど転倒の危険性がないか	C	根上りが数箇所
		ガラや危険物の露出がないか	B	
		水溜り、不陸による通行支障がないか	B	
		水みちによる通行支障がないか	A	該当無ければ「-」を 記入
	階段 手摺 デッキ	本体の破損や部材の欠損がないか	-	
		踏面、床面の水溜りや不陸の支障がないか	-	
		塗装は必要か	-	
	擁壁 法面	擁壁の破損、変形、モルタルの剥離等がないか	-	「倒木の恐れがある木」については、 園路や広場の近くなど、倒木した際に 利用者に危害が及ぶ恐れのある場所 に植栽された樹木について、点検して ください
		法面の侵食、隆起、変形等がないか	B	
		落石防護柵等の破損・欠損がないか	-	落石防護柵等の腐食による老朽度
樹木	「倒木の恐れがある木」については、 園路や広場の近くなど、倒木した際に 利用者に危害が及ぶ恐れのある場所 に植栽された樹木について、点検して ください			
	倒木がないか	A		
	傾斜、腐朽、枯損等の倒木の恐れがある木があるか	D	砂場近くのニセアカシアにキノコ有	
	落下の恐れがある枯枝がないか	D	同上	
	通行の支障や危険（目の高さ等）な枝がないか	A		
	照明、標識にかかる枝や見通しを妨げる中低木がないか	D	照明、近日中に処理予定	
	民地に越境している枝がないか	-		
	道路の建築限界（車道4.5、歩道2.5m）以下の枝がないか	D	歩道よりのトウヒ	
	剪定、刈込み及び間伐が必要な樹木がないか	D	生垣、近日中に処理予定	
	低木及びツタの刈込みの必要がないか	B		
	不要な支柱、破損した支柱がないか	-	支柱処理済	
	害虫の発生がないか	A		
遊戯施設	カラス及びハチの巣がないか	C	カラス	
	破損やゆがみ・傾き・ぐらつきがないか	D	スプリングぐらつき	
	紐やガラス片などの異物がないか	A		
	突起やさくくれがないか	A		
	地際の腐食、塗膜の剥がれや浮きがないか	A		
	ボルト等部材の欠損、摩耗や劣化がないか	A		
	基礎が露出していないか	D	前年度工事の影響	
	遊具周辺に凹凸・石・根や枝がないか	D	同上	
	落書きはないか	A		
	塗装は必要か	A		
	砂場、砂の補充は、硬くないか、雑草・汚物はないか	C	雑草・硬い、15cm必要	

対象施設等	点検項目		点検日 5/10	点検を5月末まで に行ってください	摘要		
休養施設	ベンチ 四阿	本体のさくれ、傾き、折れ、ぐらつきなど	D	ベンチ2ぐらつき			
		ボルト等部材の欠損がないか	A				
		基礎の傾き、露出、破損などがないか	D	ベンチ2基礎露出			
		腐食・腐朽による老朽がないか	B				
		塗装は必要か	B				
	バーゴラの桟木が腐朽し危険		D	立入り禁止措置			
管理施設	車止	本体のさくれ、傾き、折れ、ぐらつきなど	A				
		ボルト等部材の欠損がないか	—				
		腐食・腐朽による老朽がないか	B				
		基礎の露出、ぐらつき、傾きなどがないか	A				
	柵	本体のぐらつき、傾き、折れ、さくれなど	B				
		ボルト等部材の欠損がないか	D	ネット下部			
		腐食・腐朽による老朽がないか	D	同上			
		基礎の露出、ぐらつき、傾きなどがないか	A				
	照明灯	塗装は必要か	B				
		本体の傾き、基礎の露出がないか	B	基礎がやや露出			
		腐食による老朽がないか	B	3本補修済み			
		塗装は必要か	B				
	看板	補強プレート取付けの必要がないか	B				
		点検口カバー取替の必要がないか	B				
		照明のつまばなし、時計時間表示の誤りがないか	A				
		本体の傾き、ぐらつき、基礎の露出がないか	C	ぐらつき			
		ボルト等部材の欠損がないか	A				
		腐食・腐朽による老朽がないか	B				
モニュメント 彫刻・ 石碑等	基礎の露出、ぐらつき、傾きなどがないか		B				
	塗装は必要か		B				
	表示内容は妥当か		A				
給水設備	ラミネートの更新が必要ないか		D	老朽で文字が読めない			
	本体の破損、傾き、部材の欠損（桟のボルトを含む）		B				
	水圧、水量は妥当か		A				
	蛇口閉栓時の漏水がないか		A				
	桟・散水ボックス等に土砂などの堆積がないか		B				
排水設備	桟・散水ボックス等の高さは妥当か、ぐらつかないか		A				
	側溝・桟の破損、蓋の紛失・ズレ・ガタツキ等がないか		D	側溝破損、早急対応必要			
	側溝・桟の高さは妥当か		D	側溝、凍上の影響か			
	土砂・落葉等の堆積がないか		D	水飲み台、処理済			
	逆勾配になっていないか		A				
《その他施設状況、所感など》							
園路の痛みがひどい、特に側溝箇所や根上りの部分、早急に補修が必要。							
前年度工事の汚れや昭没あり、対応をお願いしたい。							
公衆便所に落書きあり。							
ネットフェンスの老朽化、そろそろ更新の検討をお願いしたい。							
気がついたことなど、自由に記入してください							

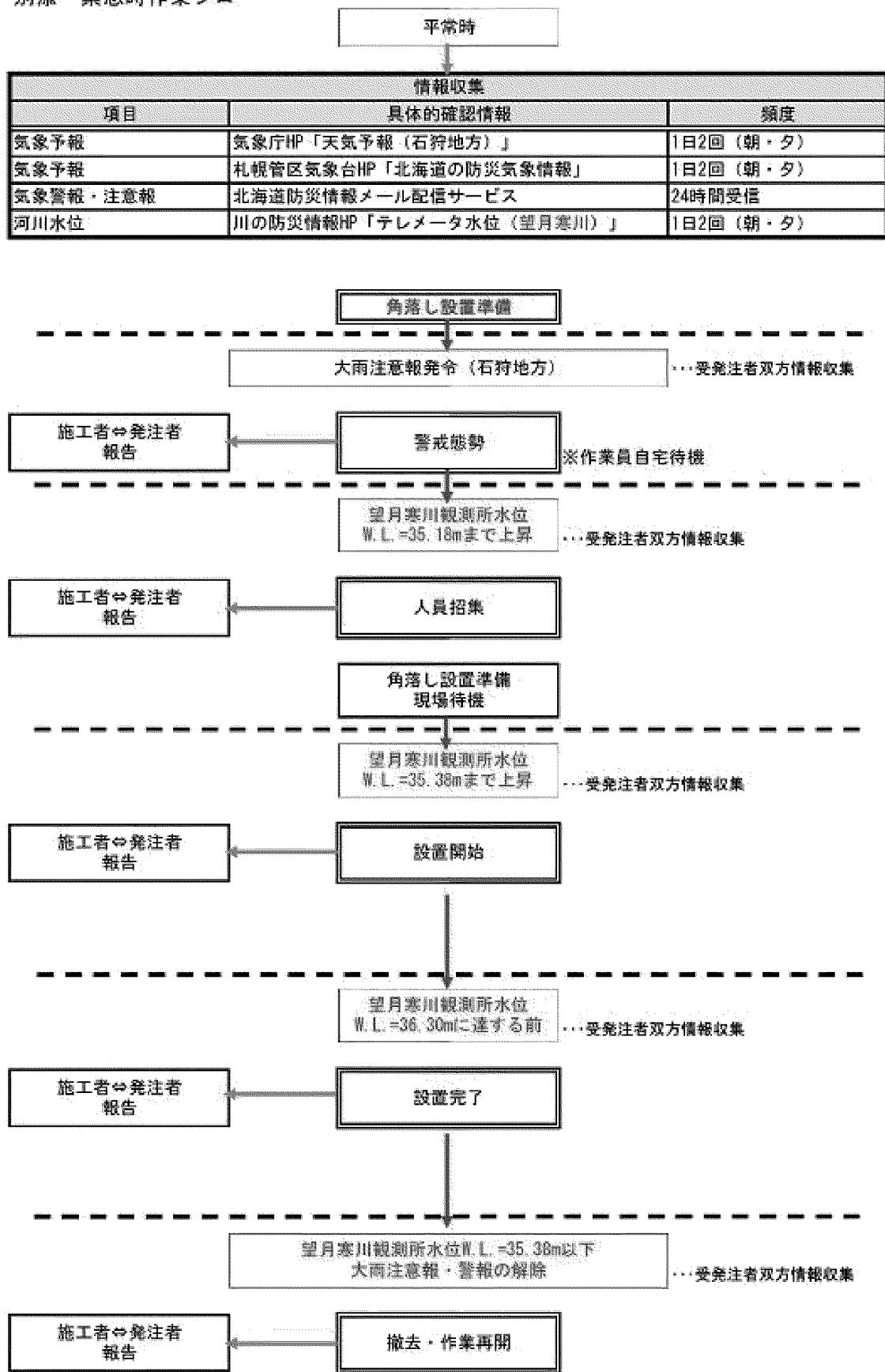
必要に応じて写真や図面を添付すること

冬期公園巡視(2月) チェックリスト

記載例

対象	項目	確認事項		チェック	対応	写真	No.	備考
		有	無					
冬道事業 対	街区・近隣・地区・都緑 告示 番号	75	公園名		大和東公園	巡視 実施日	平成31年2月20日	実施者 ○○ ○○
公園外周部	雪山	機械(ハンドローラー含む)での雪入れはないか。 フェンス等の外柵の破損の恐れはないか 道路への滑落や飛び出しの恐れがないか。		報告 報告 報告	有 有 有	1 2 3	1 スノーポールの表示 直線スロープ有	
公園広場内	雪山	施設の破損の恐れのある雪入れはないか	し					
施設関係	四阿(ベンエル ター含む)	力マクラ等、子供が埋もれる可能性のある雪山はないか 屋根の積雪が1m以上になつていなか 雪庇やツララはないか 大きき空洞、周囲との落差がないか。	し	雪おろし 除去	有 有	4	4 (建築基準の積雪は1.4m)	
	照明灯	灯柱周囲が空洞になつていなか(子供が落ちないか) 架空線が人にぶつからないか。	し					
	滑り台	チユーブ型等閉じ込められる構造がないか 踊り場の下部など支柱付近が空洞になつていなか 階段・踊り場等がかまぼこ状になつていなか(滑らないか)	し	出入り口閉鎖	有	5	閉鎖板設置	
	ブランコ	支柱や梁の変形の恐れがないか	し					
	鉄棒	握り棒がすべて見えているか。	し	除雪	有	6	握り棒が埋もれないよう除雪	
	コンビネーショ ン遊具	器具内部と周辺の雪山の高低差により滑落や閉じ込めら れる空洞はないか チユーブ型等閉じ込められる構造がないか	し					
	ターザンロープ	積雪によりワイヤーが人と接触しないか。	し	テープ等で表示	有	7		
樹木類	高木	特に針葉樹の枝葉部分に落雪の恐れのある積雪がないか 雪入れなどにより枝折れの恐れがないか	し					
その他	公園全体	過度の雪入れなどで利用者・歩行者などに危険な状況に なつていなか	し					

別添 緊急時作業フロー



内訳書の表記について

- 設計内訳書の表記については、下記の通り読み替えを行うこととする。

・工事番号 → 業務番号

・工事名 → 業務名

・工事区分 → 業務区分

・直接工事費 → 直接業務費

・純工事費 → 純業務費

・工事原価 → 業務原価

・工事価格 → 業務価格

・工事費計 → 業務委託料

**豊平区公園及び街路樹等総合維持管理業務(月寒地区)
業務委託料総括表**

区分	工種	種別	単位	公園	街路樹	合計		
直接業務費	標準作業	清掃・草刈	1式					
		樹木管理	1式					
		施設管理	1式					
		歩道美化	1式					
		鳥獣対応	1式					
		安全費	1式					
	地区特有作業	小計	1式					
		樹木管理	1式					
		施設管理	1式					
		廃棄物処理	1式					
		取排水施設 維持管理	1式					
		小計	1式					
	合計		1式					
共通仮設費	共通仮設費(率計上)		1式					
	合計		1式					
純業務費			1式					
現場管理費			1式					
業務原価			1式					
一般管理費			1式					
業務価格			1式					
消費税等相当額			1式					
業務委託料			1式					

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R5年度 豊平区公園及び街路樹等総合維持管理業務(月寒地区)【公園編】	当初	事業区分		公園緑地整備・改修	
					工事区分	工事区分	公園維持管理	
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	数量		数量増減	摘要
公園維持管理				式	1			
標準作業				式	1			
清掃・草刈				式	1			
清掃				式	1			内-1号
草刈				式	1			内-2号
樹木管理				式	1			
下枝・支柱・薬剤				式	1			内-3号
低木等管理				式	1			内-4号
高木剪定				式	1			内-5号
伐採				式	1			内-6号
拔根				式	1			内-7号
樹木冬圃い				式	1			内-8号

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R5年度 豊平区公園及び街路樹等総合維持管理業務(月寒地区)【公園編】	当初	事業区分		公園緑地整備・改修	
					工事区分	工事区分	公園維持管理	
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	数量		数量増減	摘要
施設管理				式	1			
砂場・広場等				式	1			内-9号
照明灯				式	1			内-10号
巡視点検				式	1			内-11号
施設冬囲い				式	1			内-12号
鳥獣対応				式	1			
カラス・ハチ				式	1			内-13号
区特有作業				式	1			
樹木管理				式	1			
樹木植栽				式	1			内-14号
施設管理				式	1			
遊水路管理				式	1			内-15号

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R5年度 豊平区公園及び街路樹等総合維持管理業務(月寒地区)【公園編】	当初	事業区分		公園緑地整備・改修	
					工事区分	工事区分	公園維持管理	
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	数量		数量増減	摘要
	砂場・広場等			式		1		内-16号
	冬季養生（東月寒公園）			式		1		内-17号
	取排水施設維持管理			式		1		
	取水施設維持管理			式		1		内-18号
	排水施設維持管理			式		1		内-19号
	廃棄物処理			式		1		
	廃棄物処理費			式		1		内-20号
	直接工事費			式		1		
	共通仮設費			式		1		
	共通仮設費（率計上）			式		1		
	純工事費			式		1		
	現場管理費			式		1		

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R5年度 豊平区公園及び街路樹等総合維持管理業務(月寒地区)【公園編】	当初	事業区分		共通仮設費			
					工事区分	工事区分	共通仮設費	共通仮設費		
工事区分・工種・種別・細別				規格	単位	数量	数量増減	摘要		
工事原価				式		1				
一般管理費等				式		1				
工事価格				式		1				
消費税等相当額				式		1				
工事費計				式		1				

一式当たり内訳書（金抜き）

第 1号内訳書	清掃			単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2022.11 2022.11 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
清掃A	拾い集め型	1000m2	1,260		單一 1号
清掃B	春1回目；拾い+掃き	1000m2	104		單一 2号
清掃C	秋清掃；拾い+掃き	1000m2	208		單一 3号
櫛清掃（人力清掃工）	有蓋 25cm以上	箇所	10		
U型側溝除草清掃		m	820		單一 4号
ゴミ袋回収	40L；運搬距離12km以下	袋	600		單一 5号
放置ゴミ回収	家電・自転車・タイヤなど	回	5		單一 6号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

第 3号内訳書	下枝・支柱・薬剤				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2022.11 2022.11 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要	
ヤゴ取り A	C50cm以下	本	100		単一 8号	
ヤゴ取り B	C50cm以上	本	100		単一 9号	
樹木下枝取り		本	100		単一 10号	
薬剤散布C	施工手間のみ 薬剤（支給品）	L	1		単一 11号	
薬剤カプセル打込みC	公園樹など 対象樹木10本未満の場合；薬剤含む	本	30		単一 12号	
薬剤カプセル打込みD	公園樹など 対象樹木10本未満の場合；薬剤支給	本	30		単一 13号	
丸太支柱	支柱取付B-2 二脚鳥居支柱A；購入品	組	5		単一 14号	
丸太支柱	支柱取付K-2 八ヶ掛支柱A；購入品	組	5		単一 15号	
支柱撤去B	二脚鳥居支柱A；片付含む	組	5		単一 16号	
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

第 5号内訳書	高木剪定			単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2022.11 2022.11 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
公園樹木剪定A	30<C≤60cm ; 人力 ; 片付含む	本	10		単一 20号
公園樹木剪定B	60<C≤90cm ; 人力 ; 片付含む	本	10		単一 21号
公園樹木剪定C	90<C≤105cm ; 人力 ; 片付含む	本	11		単一 22号
公園樹木剪定D	105<C≤120cm ; 人力 ; 片付含む	本	14		単一 23号
公園樹木剪定E	120<C≤150cm ; 人力 ; 片付含む	本	14		単一 24号
公園樹木剪定F	8.0<H≤12.0m ; 高所作業車使用 ; 片付含む	本	11		単一 25号
公園樹木剪定G	12.0<H≤18.5m ; 高所作業車使用 ; 片付含む	本	10		単一 26号
公園樹木剪定H	18.5<H≤23.0m ; 高所作業車使用 ; 片付含む	本	5		単一 27号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 6号内訳書	伐採				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制 1. 000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
伐採A	15≤C<20cm	本	1		単一 28号
伐採B	20≤C<30cm	本	1		単一 29号
伐採C	30≤C<40cm	本	1		単一 30号
伐採D	40≤C<60cm	本	1		単一 31号
伐採E	60≤C<80cm	本	1		単一 32号
伐採F	80≤C<100cm	本	1		単一 33号
伐採G	100≤C<120cm	本	1		単一 34号
伐採H	120≤C<150	本	1		単一 35号
伐採 I	150cm≤C	本	1		単一 36号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 7号内訳書	拔根			単価適用年月 歩掛け適用年月 労務調整-超過-規制	2022.11 2022.11 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
拔根A	C<30cm	本	1		單一 37号
拔根B	30≤C<60cm	本	1		單一 38号
拔根C	60≤C<90cm	本	1		單一 39号
拔根D	90≤C<120cm	本	1		單一 40号
拔根E	120≤C<150cm	本	1		單一 41号
拔根F	150cm≤C	本	1		單一 42号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 8号内訳書	樹木冬囲い				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2022.11 2022.11 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要	
樹木冬囲い設置D	低木；繩1回巻き；H=0.6m, W=0.3m；購入品	組	1,235		単一 43号	
樹木冬囲い撤去D	低木；繩1回巻き；H=0.6m, W=0.3m	組	1,235		単一 44号	
樹木冬囲い設置E	低木；繩2回巻き；H0.9m, W0.5m；購入品	組	556		単一 45号	
樹木冬囲い撤去E	低木；繩2回巻き；H0.9m, W0.5m	組	556		単一 46号	
樹木冬囲い設置F	低木；繩3回巻き；H1.2m, W0.8m；購入品	組	250		単一 47号	
樹木冬囲い撤去F	低木；繩3回巻き；H1.2m, W0.8m	組	250		単一 48号	
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 9号内訳書	砂場・広場等				単価適用年月 歩掛け適用年月 労務調整-超過-規制 1. 000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
砂場整正	異物除去；砂起こし $t=200$	m ²	852		単一 49号
砂場砂撤去		m ³	1		単一 50号
砂場砂補充	購入品	m ³	20		単一 51号
ダスト舗装		m ²	1		単一 52号
水飲み台蛇口交換	支給品	箇所	5		単一 53号
石積天端、端面仕上げ	石積補修A	m ²	1		単一 54号
テニスコートネット設置・撤去		面	1		単一 55号
張芝工	芝串なし	m ²	1		単一 56号
張芝工	芝串あり	m ²	1		単一 57号
除草B	花壇草取(普通)	100m ²	1. 48		単一 58号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 10号内訳書	照明灯				単価適用年月 歩掛け適用年月 労務調整-超過-規制 2022.11 2022.11 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
メタルハライドランプ取替 A	100W	個	1		単一 59号
メタルハライドランプ取替 B	200W	個	1		単一 60号
メタルハライドランプ取替 C	300W	個	1		単一 61号
メタルハライドランプ取替 D	400W	個	1		単一 62号
ナトリウムランプ取替A	NH70W	個	1		単一 63号
ナトリウムランプ取替B	NH110W	個	1		単一 64号
ナトリウムランプ取替C	NH180W	個	1		単一 65号
不点調査		箇所	3		単一 66号
LEDライトバルブ交換	HF100W級	箇所	1		単一 67号
LEDライトバルブ交換	HF200W級	箇所	1		単一 68号
LEDライトバルブ交換	HF250W級	箇所	1		単一 69号
LEDライトバルブ交換	支給品	箇所	1		単一 70号

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

第 12号内訳書	施設冬囲い			単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2022.11 2022.11 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
水飲み台冬囲い設置B	普通；むしろ1枚；閉栓	基	8		単一 73号
水飲み台冬囲い撤去B	普通；むしろ1枚；閉栓	基	8		単一 74号
水飲み台冬囲い設置C	身障者用；むしろ2枚；閉栓	基	27		単一 75号
水飲み台冬囲い撤去C	身障者用；むしろ2枚；閉栓	基	27		単一 76号
遊具(ブランコ・シーソー等)冬囲い設置		基	63		単一 77号
遊具(ブランコ・シーソー等)冬囲い撤去		基	63		単一 78号
遊具(鉄棒)冬囲い設置・撤去	支給品	基	37		単一 79号
人力除雪工		m3	21		単一 80号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 13号内訳書	カラス・ハチ				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制 1. 000-00000002000	2022. 11 2022. 11 1. 000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要	
カラスの巣撤去A	人力	箇所	1		単一 81号	
カラスの巣撤去B	高所作業車12m級使用、計画撤去	箇所	1		単一 82号	
カラスの巣撤去C	高所作業車18~18.5m級使用、計画撤去	箇所	1		単一 83号	
カラスの巣撤去D	高所作業車22~23m級使用、計画撤去	箇所	1		単一 84号	
ハチの巣撤去		箇所	1		単一 85号	
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

第 16号内訳書	砂場・広場等	単価適用年月 歩掛け適用年月 労務調整-超過-規制	2022.11 2022.11 1.000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
簡易看板設置A	木杭1本(L=1.2~1.8m, 末口6cm程度) ; 看板支給	基	20		単一 91号
簡易看板設置B	木杭2本(L=1.2~1.8m, 末口6cm程度) ; 看板支給	基	20		単一 92号
簡易看板設置C	木杭1本(L=1.2~1.8m, 末口6cm程度) ; 木杭・看板支給	基	20		単一 93号
簡易看板設置D	木杭2本(L=1.2~1.8m, 末口6cm程度) ; 木杭・看板支給	基	20		単一 94号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 17号内訳書	冬季養生（東月寒公園）	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2022.11 2022.11 1.000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
造園工		人	1		
普通作業員		人	1		
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 18号内訳書	取水施設維持管理	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2022.11 2022.11 1.000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
水門開放・閉鎖作業 ポン プ設置及び撤去	開放作業 年1回 ゲートバルブ開閉含む【策定単価】	回	1		単一 95号
取水口清掃（人力）	枝葉等除去 取水枠のみ 年8回 巡回・巡視含む【策定単価】	回	8		単一 96号
取水口清掃（機械）	パキューム車(11t)程度 取水枠、吐口枠及び余水 吐枠【策定単価】	回	1		単一 97号
角落し設置及び撤去	8枚 約30kg/枚 養生含 年4回【策定単価】	回	4		単一 98号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

第 20号内訳書	廃棄物処理費		単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2022.11 2022.11 1.000-00000002000	
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
処理費(事業系一般廃棄物) 焼却処理	札幌市各清掃・破碎工場(全ての間接費対象外)	t	50		
処理費(建設副産物処理) 木くず 再生(剪定枝等)	札幌市ごみ資源化工場(剪定枝等リサイクル施設) (10%)	t	15		
タンコロ・枝外買取	幹端材または枝条とする材長2.4m未満。土、葉は極力除くこと (t : 水分無調整重量)	t	10		
長材買取	材長2.4m 末口6~50cmの範囲内。 (m3 : 空隙率45%換算)	m3	10		
合 計					

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R5年度 豊平区公園及び街路樹等総合維持管理業務(月寒地区)【街路樹編】	当初	事業区分		公園緑地整備・改修	
					工事区分	工事区分	街路樹維持管理	
工事区分・工種・種別・細別				規格	単位	数量	数量増減	摘要
街路樹維持管理				式		1		
標準作業				式		1		
清掃・草刈				式		1		
清掃				式		1		内-1号
草刈				式		1		内-2号
樹木管理				式		1		
下枝・支柱・薬剤				式		1		内-3号
低木等管理				式		1		内-4号
高木剪定				式		1		内-5号
伐採				式		1		内-6号
拔根				式		1		内-7号
巡視点検				式		1		内-8号

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R5年度 豊平区公園及び街路樹等総合維持管理業務(月寒地区)【街路樹編】	当初	事業区分		公園緑地整備・改修	
					工事区分	工事区分	街路樹維持管理	
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	数量		数量増減	摘要
	樹木冬囲い			式	1			内-9号
	歩道美化			式	1			
	花苗配布			式	1			内-10号
	鳥獣対応			式	1			
	カラス・ハチ			式	1			内-11号
	安全費			式	1			
	交通管理			式	1			内-12号
	区特有作業			式	1			
	樹木管理			式	1			
	樹木補植			式	1			内-13号
	廃棄物処理			式	1			
	廃棄物処理費			式	1			内-14号

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R5年度 豊平区公園及び街路樹等総合維持管理業務(月寒地区)【街 路樹編】	当 初	事業区分		公園緑地整備・改修	
					工事区分	工事区分	街路樹維持管理	
工事区分・工種・種別・細別				規格	単位	数量	数量増減	摘要
直接工事費				式		1		
共通仮設費				式		1		
共通仮設費（率計上）				式		1		
純工事費				式		1		
現場管理費				式		1		
工事原価				式		1		
一般管理費等				式		1		
工事価格				式		1		
消費税等相当額				式		1		
工事費計				式		1		

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

第 3号内訳書	下枝・支柱・薬剤				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2022.11 2022.11 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要	
ヤゴ取りA	C50cm以下	本	900		単一 3号	
樹木下枝取り		本	100		単一 4号	
薬剤カプセル打込みB	街路樹 対象樹木10本未満の場合：薬剤支給	本	100		単一 5号	
支柱結束A	二脚鳥居型；C30cm標準	本	200		単一 6号	
道路植栽（支柱設置）	高木二脚鳥居添木無幹周30以上40未 支柱 10本以上50本未満 無 無 供用区間 標準（歩道及び交通島） 無 購入品	本	20		単一 7号	
支柱撤去A	二脚鳥居型添木付 片付け含む	組	20		単一 8号	
支柱撤去B	二脚鳥居型添木無；L=1.8m 片付け含む	組	20		単一 9号	
支柱撤去D	二脚鳥居型；ティックウッドL=1.8m	組	20		単一 10号	
支柱補修A	購入品；支柱1本取替；L=1.8m	組	20		単一 11号	
支柱補修C	購入品；横木1本取替；L=0.6m	組	5		単一 12号	
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

第 5号内訳書	高木剪定			単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2022.11 2022.11 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
街路樹木剪定A	C≤30cm；人力；片付含む	本	47		單一 14号
街路樹木剪定B	30<C≤60cm；人力；片付含む	本	123		單一 15号
街路樹木剪定C	60<C≤90cm；人力；片付含む	本	214		單一 16号
街路樹木剪定D	90<C≤105cm；人力；片付含む	本	60		單一 17号
街路樹木剪定E	105<C≤120cm；人力；片付含む	本	31		單一 18号
街路樹木剪定F	120<C≤150cm；人力；片付含む	本	22		單一 19号
街路樹木剪定M	H=12m程度；高所作業車使用；片付含む	本	7		單一 20号
街路樹木剪定N	H=18m程度；高所作業車使用；片付含む	本	1		單一 21号
街路樹木剪定O	H=22m程度；高所作業車使用；片付含む	本	1		單一 22号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 6号内訳書	伐採			単価適用年月 歩掛け適用年月 労務調整-超過-規制	2022.11 2022.11 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
伐採A	15≤C<20cm	本	3		単一 23号
伐採B	20≤C<30cm	本	3		単一 24号
伐採C	30≤C<40cm	本	3		単一 25号
伐採D	40≤C<60cm	本	3		単一 26号
伐採E	60≤C<80cm	本	3		単一 27号
伐採F	80≤C<100cm	本	3		単一 28号
伐採G	100≤C<120cm	本	2		単一 29号
伐採H	120≤C<150cm	本	2		単一 30号
伐採 I	150cm≤C	本	2		単一 31号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 7号内訳書	拔根			単価適用年月 歩掛け適用年月 労務調整-超過-規制	2022.11 2022.11 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
拔根A	C<30cm	本	3		単一 32号
拔根B	30≤C<60cm	本	3		単一 33号
拔根C	60≤C<90cm	本	3		単一 34号
拔根D	90≤C<120cm	本	3		単一 35号
拔根E	120≤C<150cm	本	2		単一 36号
拔根F	150cm≤C	本	2		単一 37号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

第 9号内訳書	樹木冬囲い				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制 1. 000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
樹木冬囲い設置D	低木；繩1巻き；H=0.6m, W=0.3m；購入品	組	9		単一 39号
樹木冬囲い撤去D	低木；繩1巻き；H=0.6m, W=0.3m	組	9		単一 40号
樹木冬囲い設置E	低木；繩2巻き；H0.9m, W0.5m；購入品	組	20		単一 41号
樹木冬囲い撤去E	低木；繩2巻き；H0.9m, W0.5m	組	20		単一 42号
樹木冬囲い設置F	低木；繩3巻き；H1.2m, W0.8m；購入品	組	72		単一 43号
樹木冬囲い撤去F	低木；繩3巻き；H1.2m, W0.8m	組	72		単一 44号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

第 11号内訳書	カラス・ハチ				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制 1.000-00000002000	2022.11 2022.11 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要	
カラスの巣撤去A	人力	箇所	3		単一 45号	
カラスの巣撤去B	高所作業車12m級、計画撤去	箇所	3		単一 46号	
カラスの巣撤去C	高所作業車18~18.5m級、計画撤去	箇所	3		単一 47号	
カラスの巣撤去D	高所作業車22~23m級、計画撤去	箇所	1		単一 48号	
ハチの巣撤去		箇所	3		単一 49号	
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

第 14号内訳書	廃棄物処理費		単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2022.11 2022.11 1.000-00000002000	
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
処理費(事業系一般廃棄物) 焼却処理	札幌市各清掃・破碎工場(全ての間接費対象外)	t	50		
処理費(建設副産物処理) 木くず 再生(剪定枝等)	札幌市ごみ資源化工場(剪定枝等リサイクル施設) (10%)	t	40		
タンコロ・枝外買取	幹端材または枝条とする材長2.4m未満。土、葉は極力除くこと (t : 水分無調整重量)	t	10		
長材買取	材長2.4m 末口6~50cmの範囲内。 (m3 : 空隙率45%換算)	m3	10		
合 計					

数量一覧表【公園】

項目	設計数量	単位	項目	当初数量	単位
【公園編】			■高木剪定		
■清掃			公園樹木剪定A	10	本
清掃A	1,260	1000m ²	公園樹木剪定B	10	本
清掃B	104	1000m ²	公園樹木剪定C	11	本
清掃C	208	1000m ²	公園樹木剪定D	14	本
枒清掃	10	箇所	公園樹木剪定E	14	本
U型側溝清掃	820	m	公園樹木剪定F	11	本
ゴミ袋回収40L	600	袋	公園樹木剪定G	10	本
放置ごみ回収	5	回	公園樹木剪定H	5	本
■草刈			■伐採		
草刈P	1,662	100m ²	伐採A	1	本
■下枝・支柱・薬剤			伐採B	1	本
ヤゴ取りA	100	本	伐採C	1	本
ヤゴ取りB	100	本	伐採D	1	本
樹木下枝取り	100	本	伐採E	1	本
薬剤散布C	1	L	伐採F	1	本
薬剤カプセル打込みC	30	本	伐採G	1	本
薬剤カプセル打込みD	30	本	伐採H	1	本
支柱取付B-2	5	組	伐採I	1	本
支柱取付K-2	5	組	■拔根		
支柱撤去B	5	組	拔根A	1	本
■低木等管理			拔根B	1	本
生垣刈込A	82	10m	拔根C	1	本
寄植刈込A	10	10m ²	拔根D	1	本
藤棚剪定	50	m ²	拔根E	1	本
			拔根F	1	本
			■樹木冬囲い		
			樹木冬囲い設置・撤去D	1,235	組
			樹木冬囲い設置・撤去E	556	組
			樹木冬囲い設置・撤去F	250	組

項目	当初数量	単位	項目	当初数量	単位
■砂場・広場			■カラス・ハチ		
砂場整正	852	m ²	カラスの巣撤去A	1	箇所
砂場砂撤去	1	m ³	カラスの巣撤去B	1	箇所
砂場砂補充	20	m ³	カラスの巣撤去C	1	箇所
ダスト舗装	1	m ²	カラスの巣撤去D	1	箇所
水飲み台蛇口交換	5	箇所	ハチの巣撤去	1	箇所
石積補修A	1	m ²	■樹木植栽		
テニスコートネット設置・撤去	1	面	エゾヤマザクラ	1	本
張芝工(目串なし)	1	m ²	■遊水路管理		
張芝工(目串あり)	1	m ²	遊水路監視 (東月寒公園)	51	人日
除草B	1.48	100m ²	遊水路清掃B (東月寒公園)	8	回
■照明灯			遊水路巡視点検 B (東2条公園)	51	日
メタルハライドランプ取替A	1	個	遊水路清掃B (東2条公園)	8	回
メタルハライドランプ取替B	1	個	■簡易看板		
メタルハライドランプ取替C	1	個	簡易看板設置A	20	基
メタルハライドランプ取替D	1	個	簡易看板設置B	20	基
ナトリウムランプ取替A	1	個	簡易看板設置C	20	基
ナトリウムランプ取替B	1	個	簡易看板設置D	20	基
ナトリウムランプ取替C	1	個	■冬季養生		
不点調査	3	箇所	造園工	1	人
LEDライトバルブ交換 HF100w級	1	箇所	普通作業員	1	人
LEDライトバルブ交換 HF200w級	1	箇所			
LEDライトバルブ交換 HF250w級	1	箇所			
LEDライトバルブ交換 支給品	1	箇所			
■巡視					
公園巡視点検(昼)	347	箇所			
公園巡視点検(夜)	65	箇所			
■施設冬囲い					
水飲み台冬囲い設置・撤去B	8	基			
水飲み台冬囲い設置・撤去C	27	基			
遊具冬囲い設置・撤去 (ブランコ・シーソー)	63	基			
遊具冬囲い設置・撤去 (鉄棒)	37	基			
人力除雪	21	m ³			

数量一覧表【街路樹】

項目	当初数量	単位	項目	当初数量	単位
(街路樹編)			■伐採		
■清掃			伐採A	3	本
植樹枠・植樹帶	27.66	1000m ²	伐採B	3	本
■草刈			伐採C	3	本
草刈L	184.4	100m ²	伐採D	3	本
■下枝・支柱・薬剤			伐採E	3	本
ヤゴ取りA	900	本	伐採F	3	本
樹木下枝取り	100	本	伐採G	2	本
薬剤カプセル打込みB	100	本	伐採H	2	本
支柱結束A	200	本	伐採I	2	本
道路植栽(支柱設置)	20	組	■拔根		
支柱撤去A	20	組	拔根A	3	本
支柱撤去B	20	組	拔根B	3	本
支柱撤去D	20	組	拔根C	3	本
支柱補修A	20	組	拔根D	3	本
支柱補修C	5	組	拔根E	2	本
■除草			拔根F	2	本
除草B	1	100m ²	■巡視点検		
■高木剪定			街路樹巡視点検	600	km
街路樹木剪定A	47	本			
街路樹木剪定B	123	本			
街路樹木剪定C	214	本			
街路樹木剪定D	60	本			
街路樹木剪定E	31	本			
街路樹木剪定F	22	本			
街路樹木剪定M	7	本			
街路樹木剪定N	1	本			
街路樹木剪定O	1	本			

